

令和5年度ひたちなか市ドッグフェスティバル企画運営業務委託

仕様書

1. 業務名

令和5年度ひたちなか市ドッグフェスティバル企画運営業務委託

2. 契約履行期間

契約締結日から令和6年1月31日（水）まで

3. 業務の趣旨・目的等

本市において海は重要な観光コンテンツの一つとして位置付けられている。しかしながら、東日本大震災や全国的な海水浴離れ等の影響から、本市においても海水浴場の来場者数は年々減少傾向にある。そのような中で、ビーチスポーツやビーチを活用したアクティビティ、マーケットの開催等、海水浴場以外の新たな利活用も定着してきており、夏以外の海浜部への来場は徐々に増えてきている。

また近年、ペットブームが加速する中、阿字ヶ浦海岸や国営ひたち海浜公園に愛犬同伴で来訪する観光客が多く見られるようになり、市内でもドッグランの設置や、宿泊施設がペット受入のための客室改修を進めるなど、ドッグツーリズムが普及しつつある。

このような状況を踏まえ、本イベントをきっかけに、本市における更なるドッグツーリズムの機運醸成を図るものとする。

4. 業務の内容

ドッグフェスティバル企画運営業務委託（以下「本業務」という。）は、イベントの企画・設営・運営・広報をはじめ、発注者や関係団体等との連絡調整や必要な手続きなど、イベント企画運営に係る業務一式とする。

（1） イベントの企画・設営・運営

①実施日時

- ・令和5年10月14日（土）、15日（日）（2日間開催）10:00～16:00
- ・天候等の影響で開催が困難な場合は、発注者と協議の上開催の可否は決定すること。

②実施場所

- ・阿字ヶ浦海岸及び姥の懐マリプール（同時開催）

③イベントの内容

- ・以下コンテンツを必ず含み、イベントを企画すること。
（ドッグSUP、ドッグプール、ドッグ用品の販売、海をバックにした写真撮影会、地元海産

物の販売)

- ・阿字ヶ浦海岸・姥の懐マリンプールの2会場及び周辺地域の回遊促進を狙った内容とすること。
- ・期間中2,000人の来場者を目標にイベントを実施すること。
- ・目標来場者数を参考に、出店店舗数を提案すること。
- ・出店者等については、可能な限り地元企業と連携すること。

④イベント設営

- ・設営はイベント開催日の前日から、撤収はイベント終了日の翌日までとする。
- ・設営及び撤収作業については、発注者と協議の上、安全確保に留意すること。

⑤イベント運営

- ・会場案内、誘導案内等イベント当日の運営を行うこと。

(2) 広報業務

- ・SNS、チラシ、ポスター等を活用した広報計画を立て、集客促進のための活動を実施すること。

(3) モニターツアー

- ・概要：ドッグフェスティバルへの参加及び市内宿泊施設への宿泊
- ・組数：2組程度（人数2人程度・犬1頭／部屋）
- ・受注者が負担する経費：一人あたり宿泊費全額（15,000円～20,000円想定）
募集経費、その他ツアー造成に係る経費は委託費に含むこと。
- ・アンケートの実施

(4) 実施体制

- ・適切かつ円滑に業務を実施する体制を構築し業務責任者を選任するとともに、発注者との連絡調整を適切に行うこと。
- ・契約後、着手届・業務主任者選任通知書・工程表を速やかに市に提出すること。

(5) 成果物

- ・受託者は、次の成果物をひたちなか市に提出することとする。

事業完了報告書（紙印刷2部、PDFデータ）

※なお、以下の事項を記載すること。

(イベント来場者数・出店店舗の情報・出店者売上・イベントを通じた本市とドッグツーリズムの今後の展開・イベント準備、期間中、撤収状況の写真)

5. 実施スケジュール

4. に規定する業務内容を契約履行期間内に実施し、完了すること。なお、各業務の実施時期については発注者と受託者が協議の上決定するものとする。

6. 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとする。

7. 成果物の権利関係

- (1) 本業務の履行における4.(5)までに掲げる成果物の所有権は、ひたちなか市に帰属するものとする。
- (2) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を当該著作物の引渡し時に、ひたちなか市に無償で譲渡するものとする。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

8. 留意事項

- (1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専らひたちなか市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、ひたちなか市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は、契約履行期間内及び履行期間の満了後において、業務上知りえた情報を第三者に漏洩してはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏洩が無いよう、十分な対策を講じる義務を負うものとする。
- (3) 受託者は本業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめひたちなか市の承認を受けた場合を除く。
- (4) 疫病、食中毒、暴風雨、地震、火災、暴動その他発注者の責に帰すことのできない自然的又は人為的な現象などの不可抗力によりイベントの運営が困難になった際、受注者に損害が生じる場合においても、発注者に対しその賠償を請求することができないものとする。また、受注者はその責めに帰する事由により、イベントの実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を受注者の負担により賠償するものとする。

9. 協議

この仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、発注者と協議のうえ決定すること。